

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識
2. 総合的な推進体制
3. 進行管理の確認

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、すべての町職員が男女共同参画を推進する意識をもち、あらゆる施策でその視点を取り入れていくことが重要です。

また、町民の参加や意見は、取組を進めるうえで大きな力となることから、町民に対し男女共同参画に対する理解を促し、意見を広く収集することにより、あらゆる施策に反映させ計画を推進します。

2. 総合的な推進体制

男女共同参画の推進に向けた、関係課の連携や進捗管理を進めるために、「利根町男女共同参画推進本部」及び、その下部組織としてワーキングチームを開催します。

また、町民と協働して施策を推進していくために、利根町男女共同参画推進条例第19条に基づく「利根町男女共同参画推進委員会」を開催し、町民参加による計画策定や各施策に関する協議を行います。

さらに、町単独で行うことが困難な広域的・専門的な取組については、国や県に指導や助言、協力を仰ぎながら、連携して施策を推進します。

3. 進行管理の確認

利根町男女共同参画推進条例第18条に基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、推進委員会において調査審議したうえで、報告書は広く町民に公表します。